

大 阪 湾 圏 域

広 域 処 理 場 整 備 基 本 計 画 (案)

令 和 4 年 4 月

大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー

本書は、大阪湾広域臨海環境整備センターの業務に関し、平成30年3月29日に主務大臣の認可を受けた大阪湾圏域広域処理場整備基本計画を変更するため、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）第20条第1項の規定に基づき、同条第2項の規定を遵守し、必要な事項を定めたものである。

目 次

1	広域処理場の位置及び規模に関する事項	1
2	広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域 並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する 事項	2
3	広域処理場の建設工事の施行に関する事項	5
4	広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施 に関する事項	5
5	広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより 造成される土地に関する事項	6
6	広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する 事項	6

1 広域処理場の位置及び規模に関する事項

(1) 埋立場所の位置及び規模

埋立場所名	位 置	規 模	
		面 積 (ha)	埋立容量 (万 m ³)
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕風町地先	203	3,100
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113	1,600
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95	1,400

(2) 搬入施設の位置及び規模

搬入施設名	位 置	規 模
		取扱可能廃棄物量 (t/日)
姫路基地	姫路市飾磨区今在家地区	600
播磨基地	加古郡播磨町新島地区	1,700
神戸基地	神戸市灘区灘浜町地区	6,700
尼崎基地	尼崎市平左衛門町地区	12,000
大阪基地	大阪市西淀川区中島地区	12,000
堺基地	堺市築港新町地区	9,900
泉大津基地	泉大津市夕風町地先	5,000
和歌山基地	和歌山市湊浜ノ坪地区	2,100
津名基地	淡路市志筑新島地区	110

2 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、
量及び受入れの基準に関する事項

(1) 受入対象区域

府県名	区 域		府県名	区 域	
	郡 市 名	町 村 名		郡 市 名	町 村 名
滋賀県	大津市		大阪府	大阪市	
	彦根市			堺市	
	長浜市			岸和田市	
	近江八幡市			豊中市	
	草津市			池田市	
	守山市			吹田市	
	栗東市			泉大津市	
	甲賀市			高槻市	
	野洲市			貝塚市	
	湖南市			守口市	
	高島市			枚方市	
	東近江市			茨木市	
	米原市	日野町、竜王町		八尾市	
	蒲生郡	愛荘町		泉佐野市	
	愛知郡	豊郷町、甲良町、多賀町		富田林市	
	犬上郡			寝屋川市	
京都府	京都市		河内長野市		
	宇治市		松原市		
	亀岡市		大東市		
	城陽市		和泉市		
	向日市		箕面市		
	長岡京市		柏原市		
	八幡市		羽曳野市		
	京田辺市		門真市		
	南丹市		摂津市		
	木津川市		高石市		
	乙訓郡	大山崎町	藤井寺市		
	久世郡	久御山町	東大阪市		
	綴喜郡	井手町、宇治田原町	泉南市		
	相楽郡	笠置町、和束町、精華町、 南山城村	四條畷市		
	船井郡	京丹波町	交野市		
			大阪狭山市		
		阪南市			
		三島郡	島本町		
		豊能郡	豊能町、能勢町		
		泉北郡	忠岡町		
		泉南郡	熊取町、田尻町、岬町		
		南河内郡	太子町、河南町、 千早赤阪村		

(2) 廃棄物の種類及び量

(単位：万 m³)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖 埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖 埋立処分場	220	290	700	390	1,600
神戸沖 埋立処分場	720	620	160	0	1,500
大阪沖 埋立処分場	590	530	280	0	1,400
合計	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

(3) 受入れの基準

廃棄物の受入れの基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破砕したものとする。

3 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

(1) 工事期間

昭和 62 年度（1987 年度）から約 46 か年

(2) 工事に要する費用の概算額

おおむね 3,000 億円

(3) 工事の施行

広域処理場の建設工事の施行に当たっては、廃棄物の処理が適切に行われるようこれを進めるとともに、各施設については、法令に定められた基準に基づき、廃棄物の種類、性状に応じて適切に選定、配置する。

なお、建設工事の施行に当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮する。

4 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項

(1) 埋立期間

平成元年度から約 44 か年

(2) 海面埋立ての実施

廃棄物の受入れに当たっては、廃棄物の検査・監視体制及び関係機関との連絡体制を整備し、不適正な搬入の防止を図り、廃棄物による海面埋立てに当たっては、廃棄物の性状及び造成される土地の利用形態を考慮して埋立てを行う。

なお、廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮する。

5 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項

(1) 土地の利用形態

(単位：ha)

埋立場所名	港湾ゾーン	都市ゾーン	環境ゾーン	計
泉大津沖埋立処分場	98	37	68	203
尼崎沖埋立処分場	49	51	13	113
神戸沖埋立処分場	69	0	19	88
大阪沖埋立処分場	78	0	17	95

6 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項

広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮する。